

# エチオピアの銀行業対外開放にかかる 法改正の動向

(2023年3月)

## 【報告書の利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）アディスアベバ事務所が現地法律事務所 Mesfin Tafesse and Associates に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先 Mesfin Tafesse and Associates の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Mesfin Tafesse and Associates が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課  
E-mail : [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・アディスアベバ事務所  
E-mail : [EAD@jetro.go.jp](mailto:EAD@jetro.go.jp)

## はじめに

2022年9月、外国の銀行がエチオピアの銀行業界に参入することを許可する閣僚会議による政策文書が承認された。この報告書では、承認に至った経緯や今後の動向等について、日系企業の理解を促す目的で作成した。

---

## 1 検討した法令および文書

本レポートの作成にあたっては次の法令を参考にした。

1.1.1 銀行業に関する布告（Banking Business Proclamation）第 592/2008 号

1.1.2 銀行業（改正）布告（Banking (Amendment) Proclamation）第 1159/2019 号

1.1.3 エチオピアの新たな銀行自由化政策

## 2 外国人投資家への銀行部門開放について

### 2.1 銀行業の対外開放に関する議論の出発点、以降の動向

#### 2.1.1

エチオピアの近代銀行業の歴史は、アングロ・エジプシャン・ナショナル銀行（Anglo-Egyptian National Bank）との 50 年契約に基づいて 1905 年に設立されたアビシニア銀行（Bank of Abyssinia）から始まった。帝政期には、アビシニア銀行に続き、ほかの外国銀行も設立された。第二次イタリア・エチオピア戦争（1936～41 年）の間に銀行部門は拡大し、特にイタリアの銀行が活躍した。しかし、1974 年に社会主義国家建設を宣言した政府は、経済全体の統制を強め、銀行を含む全大企業を国有化した。1974 年の国有化政策は、外国人による銀行部門への参加を制限するエチオピア政府の政策の出発点であった。この制限は、数十年にわたって適用されることになる。1991 年の体制転換と 1992 年の自由化政策始動に伴って、これらの金融機関は再編され、主に市場志向の政策枠組みの中で機能するようになった。公営銀行だけでなく、新しい民間金融機関も営業を認められた。しかし、外国人投資家への規制は続き、エチオピアの銀行部門は今日に至っても外国人投資家に開放されていない。

#### 2.1.2

外国銀行に認められるのは商務代表事務所の開設のみである。これらの代表事務所はプロモーション活動のみを行う。2018 年 4 月の首相交代に伴い、改革課題の一つとして民営化が推進されてきた。現在、各種の産業で民営化が進行中である。現首相は 2018 年に、外国人投資家への銀行部門開放を含む多数の自由化政策案を発表した。その後 4 年の間に、政府は法令改正や政策文書の修正を進めた。自由化政策の実施を推進することが目的である。

### 2.1.3

2019年には、銀行部門自由化に向けた最初の法的措置となる「銀行業改正布告（Banking Business Amendment Proclamation）」第1159/2019号が施行された。この布告により、エチオピア出身の外国人に銀行部門が開放された。最近の進展としては、帝政崩壊（1974年）後初めて、外国銀行がエチオピアの銀行業に参入することを認める閣僚委員会（Council of Ministers）の政策文書が2022年9月に承認された。さらに、エチオピア国立銀行（National Bank of Ethiopia）は、外国人投資家に銀行部門を開放する政策の実施根拠となる「銀行業に関する布告」の改正案、および同布告の実施細則を策定中である。

## 2.2 銀行業の対外開放にかかる政府の目的

### 2.2.1

この政策には、海外からの投資に対して銀行業を開放することに関する政府の全体的目的と詳細な目的の両方が記されている。政策は、エチオピアを世界経済と経済的に結びつけ、銀行部門を知識と技術に基づく産業に転換させるという政府の方針を示すものである。こうした全体的目標に加え、政府は外国からの投資に銀行部門を開放することによって実現されるさまざまな具体的目標を掲げている。

### 2.2.2

政策は、銀行部門を外資に開放しなければならない理由として、「国内銀行が国民に提供するサービスの質が低い」、「国が外貨問題を抱えている」、「融資利用率」、「競争が不活発な環境である」、「専門サービスが提供されていない」、「地域の市場が未開拓である」、「銀行が世界標準へと変身する態勢が整った」などの点を挙げている。従って、銀行部門開放の決定は、何よりも、もともと存在していたこれらの課題と機会に取り組み、銀行部門の開放によって経済成長の持続可能性を保証するとともに、信用供与と外貨供給量を増やし、先進技術、専門的商品、マーケティングのノウハウに支えられた多様で近代的な銀行サービスをエチオピアに導入することを目的としている。

## 2.3 開放にかかるエチオピア側のメリット、デメリット

### 2.3.1 キーポイント：

この政策のキーポイントは、外国人に認められる投資形態、外国人の雇用、外国の監督機関・現地当局との協力・連携、国際銀行業に関する原則・基準の採用などである。外国人による銀行部門への投資で認められる形態は、子会社、銀行支店、銀行代表事務所の開設、またはエチオピアの銀行の株式取得の4種である。この政策は、エチオピア市場に参入する可能性のある外国銀行に対し、エチオピア国籍者の雇用を優先し、外国人従業員を徐々にエチオピア国民に切り替えるよう促している。政府は、この政策文書に基づいて海外の銀行監督機関との間に協力枠組みを構築し、国際銀行業に関する原則・基準に準じた戦略を実施することにより、エチオピア国立銀行を強化する計画である。

### 2.3.2

エチオピアの銀行部門は、議会在「銀行業務に関する布告」改正案を可決してから 1 年以内に外国投資を受け入れることになる。さらに、この政策文書が取り上げたもう一つの課題として、外国銀行参入に伴う潜在的リスクと規制当局が講じるべき予防策が挙げられる。この政策文書が焦点を当てた具体的分野としては、預金者の利益、外国資本の集中、ガバナンス体制におけるエチオピア人の発言力確保、外国人従業員数の制限、特殊銀行 (pro-specialized banks) の枠組みなどが挙げられる。

### 2.3.3 銀行部門開放のリスク

外国銀行によるエチオピア銀行部門への参入は、この部門にプラスとマイナスの影響をもたらす可能性がある。外国銀行の参入がもたらしうるリスクとしては、次のことが挙げられる。

- (i) **外的ショックへのエクスポージャー**：大規模な多国籍銀行グループが倒産した場合、そのショックがエチオピアなどのホスト国の子会社や支店にまで波及する可能性がある。
- (ii) **外国銀行への集中**：外資系銀行の能力が国内銀行の競争力を圧倒し、最終的に外国人投資家による国内銀行の買収が起きる可能性がある。
- (iii) **金融危機時の急遽撤退**：国内経済の低迷時に外国銀行が撤退し、経済が深刻な危機に陥る可能性がある。
- (iv) **監督機関**であるエチオピア国立銀行の監督能力が現時点では不十分なため、監督上の問題が生じる恐れがある。

### 2.3.4 メリット：

銀行部門開放のメリットとしては、新技術の導入と金融革新、経済における外貨供給の増加、規模の経済・範囲の経済の可能性、銀行業・金融システムにおける競争の活発化、効率とダイナミズムの向上、経済における雇用機会の拡大、競争環境の改善、金融部門の発展が考えられる。

## 2.4 エチオピア国内銀行が取り得る対応

### 2.4.1 政策の検討：

この自由化の過程で、政府はすでに国内銀行を保護する必要性を考慮してきた。外資系銀行への免許発行件数と既存国内銀行への出資制限、外資系銀行のコーポレートガバナンス体制におけるエチオピア人の発言力のバランス、国内銀行間の参入後合併の義務付けは、国内銀行保護政策において示された基本的戦略枠組みの一部である。また、国内銀行を競争から保護するために、国立銀行が銀行部門を厳しく規制することも考えられる。これは、政府が政策の中で考慮した事項の一つと思われる。

### 2.4.2

同時に、国内銀行が外国銀行と協力し、技術・資本・知識を共有することのメリットの一つとして、支配株主としての地位に影響を及ぼすことなく、総計 40% を上限として外国

人の投資議決権を行使できることが挙げられる。さらに、この政策は、開業までの猶予期間として 1 年間に国内銀行に与えている。この 1 年の間に、国内銀行は中央銀行と協力し、競争戦略を策定しなければならない。

### 2.4.3 国内銀行による対策：

国内銀行は、規制上の措置が受けられることに加え、外国銀行の参入を機会として、自行の現状を検証することができる。また、資金調達だけでなく、技術の高度化、営業体制の刷新、行員の教育、海外サービスプロバイダー互角に競うためのサービスと与信枠組みの多様化に注力することが可能である。

## 2.5 外国企業の参入にかかる制限、条件

新政策は4種の外国投資形態を認めている。

- a) **外国銀行の子会社／新銀行：**設立された国で優れた評判を築き、国際格付機関から高い格付けを与えられている銀行は、エチオピアで100%子会社を設立することができる。この政策は、銀行部門の自由化に伴う潜在的リスクを認識しており、外国銀行の支店および子会社の免許付与数に制限を設けることにより段階的な自由化を提案している。政府は現在、5年間で3～5件の免許付与を目標としている。
- b) **エチオピアの既存銀行の株式取得：**現行規制を撤廃するにあたり、政策は慎重な手法を採用した。銀行システムの大部分をエチオピア人が確実に所有し、管理できるようにするため、既存銀行および設立中の銀行の外国人持株比率を許容される最低レベルに抑える計画である。外国人が所有できる株式は、ノンバンク外国人が5%、外国銀行が30%までとなる。エチオピアの既存銀行では、外国人持株比率の合計が40%を超えてはならない。一つの外国銀行は、戦略的投資家として既存銀行の株式を30%まで所有できる。
- c) **外国銀行の支店：**自国での評判が高い外国銀行および国有銀行も、エチオピア国立銀行が定める資本の対等性その他の要件を満たせば、エチオピアでの支店開設が認められる。これらの要件はまだ策定されていない。
- d) **外国銀行の代表事務所：**政府はこれまでの立場を変えていない。すなわち、外国銀行はプロモーション活動に従事する商務代表事務所をエチオピア国内に置くことができる。

## 2.6 外国企業のエチオピア銀行業参入に係るメリット

### 2.6.1

エチオピアの銀行部門は、国内銀行のリソース、専門性、能力、専門知識の不足といった要因のために発達が遅れている。外国銀行は比較優位性を活かし、営業効率の改善、コスト構造縮小の推進、優れたリスク管理ツールの配備、新しい技術と銀行商品の導入を通じて機会を追求することができる。エチオピアで正式な融資を利用できるのは、今なおごく一部

の国民に限られる。正規の信用制度や銀行システムにアクセスできない社会の一部構成層をターゲットにすることで市場シェアを獲得できるため、海外の参入銀行にとってこの状況は有利である。

## 2.6.2

さらに、エチオピアへの外国投資の流入も近年、大幅に増加している。結果として資金需要が高まり、先進的かつ専門的な金融サービスへのニーズが拡大し、高度な業務効率と柔軟性がもたらされた。外国銀行はこうした条件を何ら苦勞することなく利用できる。

## 2.7 銀行部門対外開放が対外送金に与える影響

銀行部門の開放による政府の政策目的のひとつは、国家の外貨問題の緩和である。資本要件の一環として、またその他の業務円滑化を目的として、外資系銀行の参入に伴って生じることが予想される外貨の流れだけでなく、外国銀行の参入により既存銀行部門のサービス構造に変化が生じること自体が、エチオピア国内での外国直接投資の活発化に好影響をもたらす。海外からの直接投資の拡大に伴い、国内市場への外貨流入も増大する。さらに、外国銀行の参入は、対外借入を活発化させ、海外貯蓄へのアクセスを開放する効果があるだろう。投資家が資本や利益の送金に外貨を利用できるようになるという点で、これらのことは累積的に好影響をもたらすと考えられる。

## 2.8 政策文書の実施はどこまで進んでいるか。また、拘束力のある法律になるのはいつごろと予想されるか。

エチオピア国立銀行は、2008年に制定された銀行業務に関する布告（およびその改正）の手直しの最終段階に入っている。銀行部門を外国人投資家に開放する改正布告は、2023年8月末（政策承認のほぼ1年後）に議会で批准されるものとみられる。エチオピア国立銀行はこれらの改正を進めると同時に、金融規制のさまざまな分野に関して多数の研修を実施し、国立銀行のセキュリティ能力強化と職員のキャパシティ拡大に努めている。さらに、国内の銀行は競争力を高めるための計画を策定しており、これらの戦略を近々、国立銀行に提出することが予想される。

## 2.9 参考になる詳しい情報が掲載されたウェブサイト、リンク、文書などはないか。

現時点で、詳細な情報が得られるウェブサイトやリンクを具体的に挙げることはできないが、最新情報や今後の発表については、エチオピア国立銀行（規制当局）の公式ウェブサイト参照されたい。<https://nbe.gov.et/>.